

ツシマヤマネコ飼育下繁殖の概要

1 ツシマヤマネコの保護増殖事業について

ツシマヤマネコは平成6年に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（通称「種の保存法」）に基づく国内希少野生動植物種に指定され、平成7年に同法に基づく保護増殖事業計画（平成7年7月17日環境庁及び農林水産省告示）を策定し、同計画に基づく生息状況の把握、生息環境の維持・改善、飼育下での繁殖等の保護の取組を進めています。

2 ツシマヤマネコ飼育下繁殖について

○飼育下での繁殖は、保護増殖事業計画に基づき以下の目的で実施しています。

- (1) 対馬の環境が改善し、生息地で安定して生息が可能になるまでの生息域外での種の保存
- (2) 野生個体群の保護活動の補完（野生復帰など）
- (3) 科学的データを収集、解析し、生息地でのヤマネコの保護対策への応用
- (4) ツシマヤマネコの現状について全国的に普及啓発を行うことで、野生個体群保護を推進すること

平成26年5月に環境省と日動水の間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、各園館における飼育下繁殖の実施を依頼しています。

<参加している園館（令和5年11月1日時点）>

○那須どうぶつ王国、東京都井の頭自然文化園、横浜市立よこはま動物園、富山市ファミリーパーク、名古屋市東山動植物園、京都市動物園、福岡市動物園、西海国立公園九十九島動植物園、沖縄こどもの国の9施設。

<飼育状況>

○ツシマヤマネコの飼育下繁殖は、平成8年より福岡市動物園の協力を得て開始し、平成12年4月に初めて繁殖に成功、これまでに48頭が誕生。（現在は23頭が生存中）

○令和4年冬から5年春の出生は1頭。

※注：令和5年11月1日現在、9ヶ所の動物園等、対馬野生生物保護センター及びツシマヤマネコ野生順化ステーションにおいて、繁殖目的以外の個体を含めて計31個体を飼育中。